

令和８年度 １２月任用 児童課事務補助（会計年度任用職員）募集要領

下記の募集要領にしたがってご応募ください。

1 職務内容

新ＢＯＰ学童クラブ入会登録に関する事務等

2 応募資格

- ・学歴不問・経験不問
- ・地方公務員法第１６条等で選考を受けることができないとされている方（２頁参照）は応募できません。

3 勤務条件

（１）任用期間

令和８年１２月１日から令和９年２月２８日

（２）勤務日数

月１６日（月曜日～金曜日）

（３）勤務時間

１日５時間（９時００分～１５時００分 １時間 休憩時間は原則１２時から１３時）

※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。

（４）勤務場所

子ども・若者部児童課（世田谷区世田谷４丁目２２番３３号 世田谷区役所西棟３階）

（５）報酬

月額１２５，６４０円（地域手当相当額含む）

※交通費支給あり

※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。

（６）社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用なし。

（７）公務災害補償等

公務災害補償等の適用となります。

（８）休暇

年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

（９）身分

地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

（１０）その他

- ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となる場合があります。
- ②勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4 募集人員

1 名

5 選考方法

第 1 次選考 書類選考

第 2 次選考 面接

6 選考結果

第 1 次選考結果は、可否に関わらず全員の方に郵送します。令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

7 申込方法

「児童課事務補助（会計年度任用職員）採用選考申込書兼履歴書」および「世田谷区における勤務経歴等確認票」を児童課まで郵送または持参。

【提出先】

〒1 5 4－8 5 0 4

世田谷区世田谷 4 丁目 2 1 番 2 7 号 子ども・若者部児童課

※ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

※『世田谷区児童課事務補助採用選考申込書兼履歴書』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、児童課事務補助採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

【地方公務員法（抄）】

（欠格条項）

第 1 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 6 0 条から第 6 3 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成 1 1 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

【お問い合わせ先】

世田谷区子ども・若者部児童課

〒1 5 4－8 5 0 4

世田谷区世田谷 4－2 1－2 7

電話：0 3－5 4 3 2－2 3 0 8